

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、
各種情報をお届けします。

※平成26年12月26日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

お知らせ

請戸・中浜・両竹地区に墓地を所有していた方の情報を収集しています

浪江町は、浪江町復興計画【第一次】に基づき、津波により流失した共同墓地の整備を行っています。津波被災地のうち、請戸・中浜・両竹地区以外にお住まいの方で、同地区に墓地を所有していた方の情報を収集しています。

所有していた方、もしくは所有していた方をご存知の方はご連絡ください。
問津波被災地対策課計画係
TEL 0240(34)0227(直通)

お知らせ

改葬を行う場合は「ご注意ください」

墓地に埋葬されている遺骨を他の墓地や納骨堂に移すときは、「改葬許可証」が必要です。改葬許可証を移転先の墓地管理者へ提出してから納骨してください。

改葬の流れ

①浪江町の墓地管理者（わからない時は住民係へお問い合わせ）

（ご注意ください）へ移転したい旨を伝え、移転先の墓地を決定する

②移転先の墓地管理者から「受入証明書」の発行をうける

③住民係で「改葬許可申請書」の用紙をもらい、必要事項を記入し浪江町の墓地管理者の証明をもらう

④住民係に「改葬許可申請書」と「受入証明書」を提出し、「改葬許可証」の発行をうける

⑤「改葬許可証」を移転先墓地の管理者に提出し、納骨する

問 町民税務課住民係
TEL 0243(62)0129

相談

東北税理士会
福島支部による

「税金なんでも無料相談会」のお知らせ

申告義務の有無、必要書類の確認など、申告のための準備をサポートし、税務署での申告がスムーズに行えるようお手伝いします。相談の内容によっては時間を要しますので、事前に予約をお願いします。

（注）本相談会では、申告書の作成はいたしませんので予めご了承ください。

▽日時

1月24日(土)～25日(日)
10時～16時

▽場所

●福島市

ウイル福島

(レセプションホール)

●郡山市

イトーヨーカドー郡山店

5階

●会津若松市

会津若松商工会議所

2階会議室

●いわき市

いわきL.A.T.O.V 6階

●相馬市

相馬市総合福祉センター

「はまなす館」

●二本松市

二本松市市民交流センター

▽相談内容

所得税のほか、相続税、贈与税

問 東北税理士会福島支部

TEL 024(534)3907

月々金（祝日を除く）

9時～16時30分

浪江町タブレットのキャラクター

「うけどん」です



浪江町タブレット端末をお申込みいただいた皆さまへ、1月末から実機の配布が始まります。いましばらくお待ちください。

このタブレットに「搭載」されているのが、オリジナルのキャラクター「うけどん」です。

うけどんは画面上で皆さんに話しかけたり、新しい情報をお知らせしたりします。皆さんが使いこなすほど、うけどんも進化していく予定です。どうぞお楽しみに。

なお、うけどんは田河恵さん（田尻）の作品で、21点の応募の中から最優秀に選ばれたものです。ご応募いただいた皆さま、ありがとうございました。

大塚相馬焼のどんぶりに入った小さな女の子。頭に請戸川の鮭の帽子をかぶり、髪の毛はイクラをイメージしています。

相談

福島財務事務所による

「多重債務相談窓口」のご案内

借金を抱えお悩みの方々からの相談に応じています。借金問題はさまざまな方法で解決できます。お気軽にご相談ください。

問 福島財務事務所理財課

Tel 024(533)0064

(多重債務相談窓口直通)

お知らせ

福島財務事務所による

「出前講座」のご案内

「なりすまし詐欺」等の金融犯罪被害に巻き込まれないよう、日頃から注意していただきたい内容などを、わかりやすくご説明します。講演料は無料です。で、お気軽にお問い合わせください。

問 福島財務事務所理財課

Tel 024(535)0303

お知らせ

大切な郵便物を 受け取るために

郵便物の転送期間は、郵便局へ転居届を出してから1年間で

す。継続して転送を希望する方や避難先住所が変更になった方は、お近くの郵便局の窓口にて転居届を出しましょう。

なお、浪江町内の住所および現在お住まいの住所を記載した「お客様確認シート」(避難先届)を郵便局に提出している方には、引き続き郵便物等が転送されます。

問 日本郵便株式会社浪江郵便局

Tel 080(6026)9724

相談

心の健康相談

相双保健福祉事務所では、さまざまな心の問題でお困りの方、またその家族を対象に、精神科医による「心の健康相談」を実施しています。自分ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

※相談は無料です。事前にお申込みください。

▽日時・場所

● 1月28日(水) 9時～11時

相双保健福祉事務所

● 2月20日(金) 14時～16時

相馬市保健センター

● 3月4日(水) 14時～16時

相双保健福祉事務所

申・問 相双保健福祉事務所

障がい者支援チーム

Tel 0244(26)1133

浪江町内でごみを出すとき、ご注意ください

浪江町内では現在、「燃えるごみ」「燃えないごみ」の収集を行っています(帰還困難区域を除く)。

先般、割れたガラス、包丁などの刃物が衣類に包まれて、ごみステーションに出されていたため、回収する作業員がけがをするケースがありました。また、エアガンが「燃えるごみ」の中に入っていたり、スプレー缶のガスを抜かずに出されていたケースも見受けられました。

回収作業員のけがを防ぐためにも、これらのものは必ず次の処理を行い、他の「燃えないごみ」とは別に出してください。

■割れたガラス、せともの、刃物類

紙や布類に包み、表面に『ガラス』『せともの』『包丁』などマジックで明記したうえで、別々に出してください。

■スプレー缶

必ず中身の「ガス」を抜いてください。ガスが残っていると、爆発する危険があります。中身が残っているもので、液状のものは、袋を被せるなどして処置をお願いします。

■上記以外のもの(乾電池、車のバッテリーなど)

必ず中身の見える透明の袋に入れてください。

問 ふるさと再生課廃棄物対策係 Tel 0240(34)0230

【注意】 避難先では、避難先の市町村で定められたごみの出し方に必ず従ってください。

避難先を 移動された方は ご連絡ください

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。
※移動先が分からないと、町からの情報(広報誌、各種通知、お知らせ等)が届かなくなりますのでご注意ください。

◆避難住民届に関する問い合わせ◆

問 町民税務課住民係 Tel 0243(62)0129